

国保さかた

◎発行／酒田市健康福祉部国保年金課
〒998-8540 酒田市本町三丁目2番45号
TEL.0234-26-5727 FAX.0234-22-6466
E-mail:kokunen@city.sakata.lg.jp



からだにいいことはじめよう！
笑顔あふれる教室で、皆さん楽しく運動しています。
「健康教室／市民健康センター（5月29日）」



国保からの大切なお知らせです

毎年7月は各種医療証や国民健康保険被保険者証（保険証）の切り替え時期です。
国保年金課からの郵便物は、必ず内容の確認をお願いします。

国民健康保険被保険者証（保険証）

有効期限 7月31日

◇対象となる方

酒田市国民健康保険に加入している全ての方。

◇注意点

- ・保険証は、世帯主の方へご家族の分をまとめてお送りします。
- ・会社に勤めたり、ご家族の扶養になるなど他の健康保険に加入したときは、ご自身や同じ世帯の方による国民健康保険の脱退の手続きが必要です。

高齢受給者証と保険証を一体化します

平成30年8月1日から、満70歳～74歳の方の高齢受給者証と被保険者証を一体化し、1枚のカードに変わります。

◇窓口での負担割合（70歳～74歳の方）

区分	負担割合
①昭和19年4月2日以降に生まれた方	2割
②昭和19年4月1日以前に生まれた方 (特例措置による)	1割
①・②とも一定以上の所得の方	3割

◇注意点

- ・新しい負担割合は、平成29年中の所得をもとに判定します。
- ・3割負担の方で、平成29年中の収入が一定の基準より少ない場合、申請により判定が変わる場合があります。詳しくは案内通知をご覧ください。

お問い合わせ：酒田市 国保年金課 国保係
☎26-5727

限度額適用（減額）認定証

有効期限 7月31日

◇対象となる方

入院や高額な外来診療のために限度額適用（減額）認定証の交付が必要な方。

◇更新の手続き

新たに申請が必要になります。案内通知を7月中にお送りしますので、手続きをお願いします。

◇注意点

- ・8月以降に入院や高額な外来診療を受ける予定のない方は、手続きの必要はありません。
- ・世帯に平成29年中の税の申告をしていない方がいると認定証を更新することができません。忘れずに申告してください。

特定疾病療養受療証

◇対象となる方

現在、特定疾病療養受療証を使って治療を受けている方に、7月中に新しい受療証(濃いピンク色)を郵送します。

訪問健康指導を実施しています

みなさまの健康づくりのため、訪問健康指導員（看護師）が戸別訪問指導を実施しています。

◆対象となる方

- ◆酒田市国民健康保険に新たに加入された方や人間ドックを受診された方
- ◆訪問健康指導員は、身分証明書を携帯しています。



70~74歳の方の

「高額療養費」、「高額医療・高額介護合算療養費」の自己負担限度額が変わります

70歳から74歳までの方は、平成30年8月より、「高額療養費」、「高額医療・高額介護合算療養費」の自己負担限度額が変わります。なお、70歳未満の方の自己負担限度額は変わりません。

◎ **高額療養費** とは

病気などで医療機関にかかり1か月の医療費が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分について払い戻しを受けることができる制度です。

◎ **70歳から74歳までの方の「高額療養費」における自己負担限度額（月額）**

〔平成30年7月31日まで〕

所得区分 (課税所得金額)	外来+入院(世帯) 【 】内は多数回該当 の場合(※)	
	外来(個人)	
現役並み所得者 (145万円以上)	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般 (145万円未満)	14,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 【44,400円】
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)		24,600円
低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯、 所得が一定以下)	8,000円	15,000円

〔平成30年8月1日から〕

所得区分 (課税所得金額)	外来+入院(世帯) 【 】内は多数回該当 の場合(※)	
	外来(個人)	
現役並みⅢ (690万円以上)		252,600円+ (医療費-842,000円)×1% 【140,100円】
現役並みⅡ (380万円以上)		167,400円+ (医療費-558,000円)×1% 【93,000円】
現役並みⅠ (145万円以上)		80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【44,400円】
一般 (145万円未満)	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 【44,400円】
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)		24,600円
低所得者Ⅰ (住民税非課税世帯、 所得が一定以下)	8,000円	15,000円

(※) 多数回該当…過去1年間に1つの世帯で支給が3回以上あった場合の、4回目以降の限度額。

◎ **高額医療・高額介護合算療養費** とは

医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額となった場合に、さらに負担を軽減する制度です。

◎ **70歳から74歳までの方の「高額医療・高額介護合算療養費」における自己負担限度額（年額）**

〔平成30年7月31日まで〕

所得区分(課税所得金額)	自己負担限度額
現役並み所得者(145万円以上)	67万円
一般(145万円未満)	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯(所得が一定以下)	19万円

〔平成30年8月1日から〕

所得区分(課税所得金額)	自己負担限度額
現役並みⅢ(690万円以上)	212万円
現役並みⅡ(380万円以上)	141万円
現役並みⅠ(145万円以上)	67万円
一般(145万円未満)	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯(所得が一定以下)	19万円

「特定健診」で生活習慣病予防！「がん検診」で早期発見・早期治療！

「特定健診」は、40歳から74歳までの方を対象にした、メタボリックシンドロームに着目した検査項目で行う健診です。健診の結果、生活習慣の改善が必要だと判断された方には、特定保健指導が行われます。特定健診は、健康課から健診機関や健診日についてのお知らせを送付しますので、指定の機関で受診してください。

※健診時は被保険者証の提示が必要です。

また、本市ではおおよそ3人に1人ががんで亡くなっています。「がん検診」を受け、病気の早期発見・早期治療を行うことにより、治る確率を高め、将来の身体的負担や経済的負担を軽減することができます。



健(検)診についてのお問い合わせ：酒田市 健康課 ☎22-6184